

1月の無料相談

●相談名	●日 時	●場 所	●主な相談内容(相談員)
市民法律相談	11日(火)・18日(火)・25日(火) 13日(木)・27日(木)	13:00~17:00 広報広聴課(☎内線2376)	法律が関係する困りごと (弁護士)予約制
税務相談	18日(火)	13:00~16:00 真鍋事務庁舎(☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について (税理士)予約制(予約時間10:00~14:00)
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15 広報広聴課(☎内線2376)	要望、苦情、意見など (担当職員)
心配ごと相談	月・水・金曜日	13:00~16:00 社会福祉協議会(☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと (専門相談員)
行政相談	19日(水)	13:00~16:00 広報広聴課(☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望 (行政相談委員)
消費者相談	月~金曜日	9:30~16:30 消費生活センター(☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル (消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15 こども福祉課(☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて (家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00 地域子育て支援センター “さくらんぼ”(☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣 (保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:00~16:30 療育支援センター 早期療育相談(☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの 発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00 総合福祉会館(ウラ2 8階) (青少年センター ☎823-7838)	青少年についての困りごと (専任相談員)電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00 教育相談室(☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止 (教育相談員)
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00) 土浦合同庁舎(県南地方交通事 故相談所 ☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員) (弁護士)予約制
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00 法務局土浦支局(☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など (人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00 新治地区公民館(☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること (生活相談員)
ひきこもり専門相談	24日(月)	10:00~12:00 土浦保健所(☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと (専門医)予約制
精神クリニック	14日(金)・21日(金)	14:00~16:00 土浦保健所(☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること (精神科医師)予約制、1日2件まで
	31日(月)	10:00~12:00	

女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~16:00	男女共同参画センター ☎827-1107 (ウラ2 総合福祉会館7階)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブル など(専門カウンセラー)予約制
	8日(土)	10:00~15:00		
法律相談	27日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと (女性弁護士)予約制
法律関連一般相談	14日(金)・28日(金)	13:00~16:00		法的な手続きについてなど (専門相談員)予約制
一般相談(外国人相談を含む)	14日(金)・28日(金)	13:00~16:00		仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻 くさまざまな悩みごと(専門相談員)予約制
DVヘルプライン(電話相談)		20日(木)	13:00~16:00	☎827-2525 配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力な どの悩みに関すること

現金での取引には要注意！ ～最近の訪問販売トラブルから～

消費生活センターから

☎ 823-3928

◆不用品回収トラブル 「不用品を回収します」とアナウンスを流しながら車で巡回する廃品回収業者に処分を依頼したところ、積み込みが終わってから高額な請求をされた。高いと思ったが、怖くなり支払ってしまった。

♣アドバイス 安易に廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルや不法投棄のもとになります。依頼するときは、業者名と連絡先を確認し、必ず積み込む前に金額についても確認しましょう。

◆貴金属の訪問買取 突然、「使わない貴金属を買い取る」と業者が訪ねて来た。売るつもりはなかったが、母の形見のネックレスなど数点を業者に見てもらった。具体的な金額を提示され、買い取ってもらうことに同意してしまった。後から領収書と一緒に「買い取り後の返品はできない」と書かれたチラシを渡され

たが、大切な物を売ってしまったことを後悔し、翌日返してほしいと申し出たが「できない」と言われた。

♣アドバイス 業者が訪問する形態であっても、買い取りのときはクーリング・オフができません。また、後になって「やめたい」、「返してほしい」と連絡しても、取り戻せないことがほとんどです。

◆食品の訪問販売 訪問販売で強引に勧められるまま、りんごを1箱購入したが、半分は傷んでいた。解約したいが領収書がなく、業者名もわからない。

♣アドバイス 訪問販売や電話勧誘販売などで購入した食品は、クーリング・オフができます(3000円未満の現金取引を除く)。業者名をきちんと確認しておくことが大切です。心配なことがあれば、早めに消費生活センターに相談しましょう。